

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和7年12月22日

月曜日

第5463号

## 目 次

規 則	
○富山県医療法施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定	7
○保安林の指定施業要件の変更予定	
○指定公金事務取扱者の指定	9
○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可	10
公 告	
○開発行為の工事完了	11

## 規 則

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

富山県知事 新田 八朗

### 富山県規則第58号

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

富山県医療法施行規則（平成11年富山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第24号中「省令」の次に「第27条の3第1項又は」を加え、「診療用放射性同位元素（」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、」に改め、同項第25号中「第27条第3項」の次に「、第27条の3第2項」を、「診療用放射線照射器具（」の次に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加え、同項第26号及び第27号中「放射性同位元素装備診療機器」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加え、同項第28号中「診療用放射性同位元素（」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、」に改める。

様式第1号の3中

従業者定員(人)	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	看護師		看護補助	栄養士	その他の							計	
	正看	准看															

を

従業者定員(人)	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	看護師		看護補助	栄養士	管理栄養士	その他の							計
	正看	准看															

に改める。

## 様式第3号中

職種	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	看護師		看護補助	栄養士	その他の				計
	正看	准看											
現在従業員													
従業者定員													
変更後定員													

を

職種	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	看護師		看護補助	栄養士	管理栄養士	その他の				計
	正看	准看												
現在従業員														
従業者定員														
変更後定員														

に改める。

## 様式第18号中

職種	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	看護師		看護補助者	栄養士	その他の					計
	正看	准看												
現在(見込)人員														
法定人員														

を

職種	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	看護師		看護補助者	栄養士	管理栄養士	その他の						計	
	正看	准看															
現在(見込)人員																	に
法定人員																	」

改める。

様式第24号中「診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届」を

「診療用放射性同位元素使用器具  
診療用放射性同位元素 備付届 に、「診療用放射性同位元素（陽  
電子断層撮影診療用放射性同位元素）」

電子断層撮影診療用放射性同位元素）を」を「診療用放射性同位元素使用器具（診  
療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を」に、「第28条第  
1項」を「第27条の3第1項（第28条第1項）」に、

「診療用放 射性同位 元素（陽 電子断層 撮影診療 用放射性 同位元素） に関する 事項	種類	
	形状	
	年間使用予定数量	ベクレル
	最大貯蔵予定数量	ベクレル
	3月間の最大使用予定数量	ベクレル
	1日の最大使用予定数量	ベクレル

を

「診療用放 射性同位 元素使用 器具（診 療用放射 性同位元 素、陽電 子断層撮 影診療用 放射性同 位元素） に関する 事項	種類	
	形状	
	年間使用予定数量	ベクレル
	最大貯蔵予定数量	ベクレル
	3月間の最大使用予定数量	ベクレル
	1日の最大使用予定数量	ベクレル

に、

「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」

九

「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

七

「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害防止に関する予防措置の概要

九

## 「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害防止に関する予防措置の概要」

に改め、同様式の備考の1の(1)中「診療用放射性同位元素

(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)」を「診療用放射性同位元素使用器具(診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)」に改める。

様式第25号中 「診療用放射線照射器具  
診療用放射性同位元素 翌年使用予定届  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

「診療用放射線照射器具  
診療用放射性同位元素使用器具 翌年使用予定期に改め、「」の次に  
診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

「診療用放射性同位元素使用器具、」を、「第27条第3項（」の次に「第27条の3第2項、」を加え、

陽翌				
電子				
子使				
用斷				
予層				
攝定				
影診				
診療				
療用				
用放				
放射				
射線				
性照				
同射				
位器				
元具、				
元素				

診療用 放射性同位元素又は			

を

「			
診翌			
療年			
用使			
放用			
射予			
性定			
同診			
位療			
元用			
素放			
、射			
陽線			
電照			
子射			
斷器			
層具			
撮影			
診療			
療用			
用放			
放射			
射性			
性同			
同位			
位元			
元素使			
素用			
器具、			

に改める。

# 「診療用エックス線装置 診療用高エネルギー放射線発生装置 診療用軽元素照射装置」

中号第26式樣

診療用放射線照射装置  
診療用放射線照射器具  
放射性同位元素裝備診療機器  
診療用放射性同位元素  
陽電子斷層撮影診療用放射性

届出事項一部変更届

「診療用エックス線装置  
診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用放射線照射装置  
診療用放射線照射器具  
放射性同位元素装備診療機器  
診療用放射性同位元素使用器具  
診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

届出事項一部変更届に改める。

様式第27号中 「診療用エックス線装置  
診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用放射線照射装置  
診療用放射線照射器具  
放射性同位元素装備診療機器  
診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

廃止届を

「診療用エックス線装置  
診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用放射線照射装置  
診療用放射線照射器具  
放射性同位元素装備診療機器  
診療用放射性同位元素使用器具  
診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

廃止届に改める。

様式第28号中 「診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」 廃止後の措置届を

「診療用放射性同位元素使用器具  
診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

廃止後の措置届に、診療用放射性同位元

素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素使用器具  
(診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県医療法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(医務課)

告 示

富山県告示第454号

## 保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月22日

富山県知事 新田 八朗

## 1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市池田字千谷川2676、2677の2、大島字中尾295の1、302、香城寺字有縁寺63、64、98の1、99、100

## 2 指定の目的

## 土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第455号

## 保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する

同法第30条の規定により告示する。

令和7年12月22日

富山県知事 新田八朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町桐谷字芋田川原4の22から4の25まで、字大亦9の12、9の13、9の16、12の18、12の32、12の37、12の38、字酒村13の11、13の23、八尾町北谷字飛地1の1から1の3まで、2の1、3の1、4の1、6、9の1、10の1、八尾町外堀字梅ノ木谷4、39、字松尾59、八尾町山中字南山1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、6の1、7、9、11の1、12、13の2、18の1、19の2、22、23の1、23の6、25の1、25の2、27の1、28の2、字野ビリ谷105、118、字松ノ下割34の3、字西平29の1から29の3まで、32、33、35の1から35の5まで、36、37の1、37の2、38の1、38の2、字西山31、字中藪割33の2、字大久保141、142、八尾町平沢字山中31の19、31の22、31の24、31の26から31の30まで、八尾町土玉生字山中1の2、1136の1、1139、1140、1146から1149まで、字高山3の11、八尾町柄折字陳貝118、119の1、119の2、127、128、130、140から143まで、148、149、字蓮花谷108から111まで、113、字峯369の1、字地極谷3711、字南山3384

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第456号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年12月22日

富山県知事 新田 八朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山市桜町1丁目1番61号

富山ターミナルビル株式会社

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

富山県キャッシュレス決済端末により納付を行った富山県の行政手続きに係る申請手数料等

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年10月1日から令和7年11月30日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年10月1日

**富山県告示第457号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年12月22日

富山県知事 新田 八朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県高岡市御旅屋町 101番地

オタヤ開発株式会社

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

富山県キャッシュレス決済端末により納付を行った富山県の行政手続きに係る申請手数料等

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年10月1日

## 富山県告示第458号

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり中央通りD北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和7年12月22日

富山県知事 新田八朗

1 組合の名称

中央通りD北地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

富山市中央通り一丁目及び常盤町の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

富山市中央通り一丁目6番6号

5 設立認可の年月日

令和3年3月8日

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和7年12月15日

(「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月22日

# 富山県知事 新田 八朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
滑川市本江345番及び346番	同左	防火水槽	滑川市中新1029番地の1	三晶エムイーシー株式会社
中新川郡立山町榎108番1外7筆	同左	道路、公園、下水道	中新川郡立山町五百石45番地	株式会社三桃宝エステート

12 令和7年12月22日

富山県報

第5463号

---

令和7年12月22日印刷発行

発行 富山県  
富山県富山市新総曲輪1番7号  
電話富山 076-444-3153番

---